

## ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会（第5回）

1. 日時：令和2年8月7日（金）10：00～12：00

2. 開催形式：WEB会議

3. 出席者：

<構成員>

大橋座長、大谷構成員、岡田構成員、宍戸構成員、関口構成員、長田構成員、林構成員、藤井構成員、三友構成員

<発表者>

西角主任研究員（三菱総合研究所）

<オブザーバ>

全国知事会、全国市長会、全国町村会、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、株式会社オプテージ

<総務省>

谷脇総務審議官、竹内総合通信基盤局長、今川電気通信事業部長、吉田総合通信基盤局総務課長、大村事業政策課長、川野料金サービス課長、翁長移動通信課長、梅村データ通信課長、中村料金サービス課企画官、香月事業政策課調査官、甚田事業政策課課長補佐、中川事業政策課課長補佐

4. 概要

**【大橋座長】** 定刻となりましたので、ただいまからブロードバンド基盤の在り方に関する研究会（第5回）を開催いたします。

本日の会議は、これまで同様、ウェブ会議の開催とさせていただきます。また、一般傍聴については、ウェブ会議システムによる音声のみの傍聴ということにさせていただきます。

まず、事務局より、ウェブ会議システム及び配付資料の留意事項をお願いいたします。

**【甚田事業政策課課長補佐】** 事務局でございます。本日は、御発言に当たりましては、お名前を冒頭に言及いただけますようお願いいたします。また、ハウリング・雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。ち

チャット機能もございますので、音声がつながらなくなった場合など、必要あればそちらも御活用いただければと思います。ウェブ会議への接続が切れた場合などは、大変お手数でございますが、事前に事務局よりお送りしたURLに再度ログインし直していただければ幸いです。

構成員の皆様には事務局が資料を投影しておりますが、システムの関係でページ送り等にタイムラグ、不具合が生じることがございます。その際には、事前にお送りしている資料を御覧いただければと存じます。

以上、よろしく願いいたします。

**【大橋座長】** ありがとうございます。

それでは、本日の議事に入ります。まず、主要国におけるブロードバンド等のユニバーサルサービス化の動向等の補足について御説明をいただきたいと思っております。

三菱総合研究所の主任研究員でいらっしゃいます、前回御発表いただきました西角様から、英国：BBCにおけるブロードバンド整備のための資金支出に関する追加調査について御説明のほうをお願いいたします。

**【西角氏】** 三菱総研、西角でございます。

資料5-1を御覧ください。前回、林先生のほうから御質問いただきましたBBCによるブロードバンド整備のための資金拠出について、簡単にまとめております。

頭のポツ3つございますけれども、まず、BBCは、2013年から2020年までの間、受信料の一部をルーラルのブロードバンド整備に拠出してきたという実態がございます。この拠出先がBDUKというプログラムでして、これは補助金プログラムで、提供義務を課すものではないという点でユニバ義務とは違ってまいして、これはいわゆる補助金であるということです。この拠出の理由なんですけれども、BBCが公的な性質を持つということから当時の政権が拠出を決めたということで、BBC自身の戦略によるものではないということになります。

BDUKの概要を左下にまとめてございますけれども、基本的には補助金プログラムということで、目標としては95%の世帯に超高速ブロードバンドを整備するための補助金であり、ユニバ制度との相違という意味では競争的な仕組みであるということでもあります。BBCが関与した背景としては、2010年に政府がBBCと交渉した上で、受信料据置きと引換えに資金拠出をするということで合意をしたということになっております。

右下のほうに拠出額について簡単にまとめてございますけれども、年当たりですと当初1.

5億ポンドぐらいで、全体7年間総額で7.1億ポンドというような拠出額になっているところなんです。これ、背景をちょっと申し上げますと、この2010年というのが労働党から保守党と自由民主党の連立政権、いわゆるキャメロン内閣の政権交代が起こった年でして、この政権交代の際、選挙の際に、もともと労働党がブロードバンド整備のためにいわゆるフォンタックスという電話税と呼ばれる税金のようなものを全ての電話回線に対して月当たり50ペンスずつ支払うというふうな、そういう仕組みを提案していたんですね。これは非常に評判が悪くて、これに対して当時、労働党に対抗する意味で保守党のほうのマニフェストでは、このフォンタックスは認めないと。その代わりに、当時はBBCという名指しはしていなかったんですけども、要は地デジ対策で使っていたお金の一部をこのブロードバンド整備に振り向けるほうがいいんだというようなことを、当時、マニフェストにおいて保守党が主張していて、そういった政治的な選挙対策というようなことも含めた政策のやり取りの中で、結果として保守党が選挙に勝利して、このBBCによる拠出というものが電話税の代わりに採用されたというのがこの経緯であります。

御説明としては以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。大変丁寧にフォローアップしていただきまして、感謝申し上げます。

ただいまの御説明について御質問あればお願いしたいと思います。チャット欄、あるいはそのまま声を発していただければ結構ですけれども、委員の方々からお願いできればと思います。どうぞ。

【西角氏】 1点、ちょっと補足というか、参考情報で申し上げますと、最近、BBCは、受信料をむしろ廃止して、受信料を取る代わりに、逆に先ほどのフォンタックスに近いんですけども、ブロードバンド回線に対して追加の負担金を課して、それを受信料の代わりの財源にしてはどうかみたいな提案も実はBBCのほうから、あまり大きくは言ってないんですけども、政府に対してそういう提案を出しているような状況です。ですので、そういった意味では、このブロードバンドに対して受信料から支援するということがこれまではあったし、今後は逆に、今のBBCの提案というのは、ブロードバンドのほうからむしろ受信料のほうに支援をしてほしいみたいな、そういうふうな提案もあったりして、実はブロードバンドと放送というものの間の資金負担というものが結構一体的に考えられているというような特徴が英国の場合にはございます。

また、BBC自身が、この辺りも公式な声明ではないんですけども、15年後ぐらい

を目途にもう地上波放送をやめて、地上波放送を全て要するにネットに、いわゆる i P l a y e r での放送に移行するみたいなこともちょっと戦略としては打ち出しているんですね。そうすると、そもそも地上波放送がなくなって B B C の放送自体が全てブロードバンド上で行われるということになるので、そういう意味でも、このブロードバンドの整備と放送というものが非常に不可分なものとして考えられているというのが英国の特徴かなと思います。

以上、補足でした。

【大橋座長】 御丁寧にありがとうございます。林先生もこれでよろしいですね。

【林構成員】 はい。林でございます。政治的な背景も含めてよく分かりました。ありがとうございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。

それでは、取りあえず資料の 5 - 1 についてはここまでとさせていただいて、次に移りたいと思います。

続いては、総務省のほうから、第 I 期の論点整理（案）ということで、資料 5 - 2 に基づいて御説明いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

【香月事業政策課調査官】 事務局でございます。このたび事業政策課に着任いたしました香月と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

早速ですが、資料 5 - 2 を御覧いただきたいと思います。

1 ページ目でございます。こちらは、本研究会の検討事項、検討スケジュールを書いたものでございます。今回、第 I 期ということで、青の枠で囲ってあるところでございますが、通信分野におけるユニバーサルサービスを検討する上で、どのような点に留意すべきか、また、ブロードバンドの内容について、本資料におきまして論点の整理を行ったところでございます。そして今後、第 II 期で提供したい補填対象、負担の在り方について御議論いただきたいと思ってございます。今回のこの資料につきましては、本日、御議論をいただきまして、御了承いただけましたならば、この後、パブコメにかけさせていただきたいと考えてございます。

次に、2 ページでございます。1 つ目の論点、ブロードバンドの位置づけでございます。3 ページ以降に、前回の会合までにおける先生方の御意見を書かせていただいております。この資料は、前回の会合のときの資料から見え消しの形で赤字の部分を修正したものでございます。

3 ページ目でございますが、前回の会合では、宍戸構成員から、放送番組の同時配信・ネット上の動画配信の動向や、今後、SNSが人々の社会的活動にとって一層重要性が増すことについても留意すべきではないか。

また、4 ページになりますが、林構成員から、コンパクトシティの実現が難しい中、地理的格差が社会的格差・情報格差として個人の自己実現の差に結びついてしまうことから、ブロードバンドのユニバーサルサービス化は、個人の嗜好を超えた大きな意義を有しているということを示したほうがよいのではないかという御指摘をいただいたところでございます。

資料2 ページにお戻りいただきたいと思えます。論点の下に考え方（案）というところをまとめてございます。

1 つ目のポツでございますが、ここでブロードバンドの位置づけというのをもう少し前面に強めに出してはどうかという御指摘だったと思えますので、感染症の拡大防止に努めながら「新たな日常」を構築する上で必要となるテレワーク・遠隔教育・遠隔医療などの利用のためにブロードバンドは不可欠でありということを明記した上で、2 つ目のポツでございますが、このような中、ブロードバンドの利用について地理的格差が発生すれば、「新たな日常」やSociety 5.0時代に必要となるサービスを利用できない人が生まれることになり、社会的に望ましくない。

3 つ目でございますが、このため、ブロードバンドを誰もが使えるような環境を整えるべきであるとしてございます。

また、4 つ目のポツになりますが、前回の御議論でも、国民の負担というものがどのぐらいになるかどうかというのが分からないと、ブロードバンドのユニバーサルサービス化についての判断というのもしづらいのではないかという御意見を踏まえまして、国民負担が過大とならないような制度の検討を第Ⅱ期において行うこととすると明記しているところでございます。

次の論点でございますが、5 ページで2 つ目の論点、ブロードバンドの内容（伝送速度、安定性、通信容量）でございます。

こちらにつきましても、6 ページに主な意見を書かせていただいております。

下から3 つ目のポツになりますがけれども、現状、ブロードバンドの提供において、名目速度として100Mbps～10Gbpsがうたわれているのに対して、実際に必要な速度は数Mbpsでしかないのではないか。

また、下から2つ目になりますが、遠隔教育などを考えた場合、児童・生徒のモチベーション維持のためには、授業時間の間に接続が切れないことが非常に重要であると。安定品質をぜひ盛り込むべきだという御意見でございます。

それから一番下でございますが、長田構成員から、モバイルの場合、実効速度と名目速度がかなりかけ離れているのではないかというような御指摘をいただいたところでございます。

5ページにお戻りいただきたいと思いますが、考え方の案で1つ目のポツでございますが、テレワーク・遠隔教育・遠隔医療などを安定的に利用することができるようにするためのブロードバンドの内容(品質)を確保することが望ましいのではないかと。具体的には、1人当たり、通信速度として上下数Mbps程度を安定的に利用できることや、通信容量として少なくとも月当たり数十ギガ利用できること、との意見があったことを踏まえ、ユニバーサルサービスとしてのブロードバンドの内容を検討することが適当としてございます。

2つ目のポツでございますが、実効速度と名目速度の2通りが存在するが、あらゆる状況下で実効速度を担保することが困難であることを考慮すれば、提供手段、この後出てまいります、その議論を踏まえる必要があるが、名目速度をベースに考えることが適当と。その場合でも、名目速度との大きな乖離を防止するため、実効速度をサンプルとして計測する仕組みなどを検討することとするとしてございます。

また、3つ目、通信の安定性についてですけれども、その具体的な指標について現在広く使用されているものはありませんが、一定の品質が確保されるべきものと考えられることから、提供手段の議論と併せて、第Ⅱ期において検討を深めるとしてございます。

また、4つ目でございますが、技術進展や利用実態に応じて、変化に対応可能な仕組みを設けることが適当としているところでございます。

次に、3つ目の論点でございます。8ページでブロードバンドの内容(料金水準・料金体系)でございます。

こちらにつきましても、9ページに先生方の意見をまとめさせていただいております。

上から3つ目、岡田構成員からの御意見ですけれども、諸外国の制度などを踏まえれば、様々な手段でブロードバンドが提供される場合は、料金規律をどこまで厳格に適用することができるか疑問があると。料金の水準は、品質などと一体で検討すべきである。

また、その1つ下でございますが、料金体系について、「誰もが利用可能な料金」は市場

競争の中で形成される料金水準をベンチマークとするべきことなどが考えられるのではないかと。

また、その下、宍戸構成員から、ユニバーサルサービスとしてのブロードバンドサービスの料金体系については、「誰もが利用可能な料金」が第1次的な目標であり、そのための手段として競争を位置づけるべきではないか。競争が適切に機能しない場合には、一定の料金に関する規制があり得ること、料金体系の分かりやすさなどの消費者保護的規律が一般の通信サービスよりも求められることがあり得るということを盛り込むべきではないかという御指摘をいただいたところでございます。

8ページにお戻りいただきたいと思っております。

考え方の案の1つ目のポツですけれども、こうした御意見を踏まえまして、ブロードバンドが競争的なサービスとして提供されてきたことを踏まえると、ブロードバンドサービス全般に対して一律の料金規制を課すことは適当ではないと考えられる。

また、2つ目のポツでございますが、一方、ユニバーサルサービスとして位置づける場合には、誰もが利用可能な料金で提供されるべきであると考えられ、その具体的な規制の方法については第Ⅱ期において検討を深めたいとしているところでございます。

次に、4つ目の論点でございます。11ページを御覧ください。ブロードバンドの提供地域でございます。

こちらにつきましては、12ページ以降に先生方の御意見をまとめてございます。

上から4つ目のポツで、大谷構成員から、被災地において避難場所になりやすい学校や公共施設には多くの人が集まることを想定すべきであると。こうした濃淡を前提とした制度整備を行うことが望ましいのではないかと。

また、その下でございますが、長田構成員から、農場・山林・道路においてもブロードバンドが必要になってきているが、農場や山林など、事業を行っている方だけが受益者となる場所だけが、受益者負担として自己負担として整理してよいかどうかについては検討が必要であるという御指摘をいただいているところでございます。

11ページにお戻りいただきたいと思っておりますが、御意見を踏まえまして、考え方（案）の1つ目でございますが、地域を問わず、全ての住宅や事業所においてブロードバンドが提供され、テレワーク・遠隔教育・遠隔医療などを安定的に利用できる環境が確保されることが望ましい。

2つ目のポツでございますが、ブロードバンドが必要となる場所（農場・山林・道路な

ど)においても、安定してブロードバンドが利用できる環境を確保すべきとの考え方もある。このような考え方を採る場合であったとしても、後ほど支援対象(整備・維持)のところでも記載させていただいておりますが、支援策については、国民負担が過大とならないよう配慮した上で、特に2022年度以降にブロードバンド網の「維持」が困難となる地域における「維持」を対象とすることを基本とすることが適当としているところでございます。

次に13ページ、論点の5つ目のブロードバンドの提供手段でございます。有線・無線についてどのように考えるかということでございます。ここでは、13ページに考え方の案としてポツが並んでおりまして、下の3つのポツが、前回、事務局からお示しさせていただいた案でございます。ただ、ここは先生方から多くの御意見をいただきましたので、全面的に書き換えてございます。

14ページ以降、先生方の御意見を書かせていただいております。最初は相田先生からございまして、先ほど申しましたものと同じものですが、「安定品質」ということが重要ではないかという御意見でございます。

2つ目が、大橋座長からいただいたものでございまして、ブロードバンドの提供手段間の競争の観点は、提供手段のイノベーションという観点から重要であると。他方で、安定した品質を有するブロードバンドを利用することによって生じるイノベーションによる経済効果も大きいと考えられるという御指摘をいただいております。

その2つ下でございますが、大谷構成員から、「技術中立性」というのも一つの理念であり、通信の安定性、経済性の観点からメリット・デメリットが存在する複数の提供方法の中から最善のものを選択していくという考え方からすると、メリット・デメリットをもう少し分析する必要があるのではないか。

また、その下でございますが、有線の整備状況が一定のレベルに達していることを考慮すれば、可能な限り有線が安定的に維持されるのが望ましいと思うが、経済性も考慮しなければならないため、比較考量するための基本的なデータを整理する必要があるのではないかという御意見をいただいております。

それから、下から2つ目でございますが、岡田構成員から、有線が前提となることは理解できなくはないが、テレワーク・遠隔教育・遠隔医療などを安定的に利用できる環境を確保するという観点に立てば、こうしたサービスがどのような利用形態となるか不確実な面があり、利用環境を含めてこうした不確実性が存在することを踏まえれば、いろいろな

提供手段を視野に入れて検討することが必要ではないか。

また、一番下でございます。無線でのブロードバンドの提供を有線による提供が極めて不経済な場合に限るのは、技術中立性を考えると限定し過ぎではないか。ブロードバンドの内容に即して提供手段が検討されるべきであり、効率性の観点から無線が適切な提供手段となる状況も考えられるのではないかと御意見をいただいております。

また、15ページでございます。上から2つ目でございます。宍戸構成員から、技術中立性の観点からは無線・有線を問わないことに理があり、有線による提供が極めて不経済な場合に限るのは狭いように思われると。他方で、無線の安定性について懸念があることも理解できるところ、単に技術的な側面だけではなく、利用者の観点から見てユニバーサルサービスに求められるだけの障害・トラブル対応を行うことが可能であり、そのような対応込みでなお有線よりも経済的に効率的であるという場合には、有線に代わる提供手段として認めることが考えられるのではないかと御意見をいただいております。

それから、その3つ下でございますが、林構成員から、「技術中立性」は一つのキーワードであると。F T T Hを念頭に置いているのだろうが、変化の激しい情報通信分野において、特定の技術や提供形態を前提に議論を行うことは、かえってユーザー利便を損ないかねないのではないか。

また、その2つ下でございますが、藤井構成員から、光ファイバの整備が進むことで、光ファイバをバックボーンで必要とする基地局も自然と競争により整備が進み、結果として無線のカバーエリアが広がるため、光ファイバをユニバーサルサービスとして維持する仕組みであれば十分であると考えられるが、ラストワンマイルも含めてF T T Hを基本とするのは制限が強いのではないか。

また、その下でございますが、技術進化により、ラストワンマイルも含めて、今後、提供の在り方も大きく変化すると考えられ、こうした進化にフレキシブルに対応可能な仕組みが必要ではないかと御意見をいただいております。

また、一番下でございますが、三友構成員から、F T T Hの整備というのを比較的前面に出した形になっているように見受けられる。光は安定しているので、ある意味では非常に望ましく、それを望んでいる未整備地域もある。一方で、未整備地域に整備するためには相当のコストが必要になると。光だけではなく代替的にモバイルやF W Aを使ったときなど提供手段に応じて、将来にわたり整備・維持の負担がどの程度になるかの試算が示されれば、客観的に評価できるのではないか。また、その目的に最も適合する技術によりづ

ロードバンドが提供されるべきではないかという御意見をいただいております。

それから、16ページになりますが、JAIPAさんからは、技術中立性について、安定性の確保という観点からは無線では難しいと。加えて、無線技術については一般的に理解されにくい面があり、障害・トラブル対応も無線のほうが有線よりも数十倍多い。現場の感覚としては、有線でないと安定性の確保は難しいと理解していると。また、技術的なサポートをする人材の面ですとか、中立性を前提にする場合には、このような無線の特性を十分に考慮する必要があるという御意見をいただいたところでございます。

これらの御意見を踏まえまして、13ページにお戻りいただきたいと思っております。

考え方(案)の1つ目のポツでございまして、「②ブロードバンドの内容」を満たすサービスは特定の提供手段のみにより提供されるものではないため、様々な提供手段により必要となるサービスの提供が維持されることを目指す。

2つ目のポツでございまして、一方、ブロードバンドをユニバーサルサービスとして位置づける場合、その維持などに要する費用の支援対象とする提供手段については、安定性などの確保可能な品質や事業者による提供状況などについて提供手段間(有線・無線)の比較を行うことが必要であることから、第Ⅱ期において検討を深めることとするとしてございます。

次に、最後の論点になりますが、17ページを御覧ください。支援対象の考え方(整備・維持)でございまして。

こちらにつきましては、18ページに先生方の御意見をまとめさせていただいております。

一番上でございまして、相田座長代理から、現在のインターネットサービスでは、近隣のヘビーユーザーやWindows Updateの影響で、サービスの品質が急に劣化することが珍しくないと。ユニバーサルサービスとしての支援対象は既存網の「維持」でよいと考えるが、だからといって現状のインターネットサービスでよいということではなく、ヘビーユーザーやWindows Updateの存在下でも確実に「安定品質」を確保できるよう、高品質なインターネットサービスの「整備」を事業者継続していただく必要があるという御意見をいただいたところでございます。

17ページにお戻りいただきたいと思っておりますが、考え方(案)でございまして、ブロードバンド網の「整備」支援については、国費を含めた補助事業で進められており、特に光ファイバ整備については、令和2年度の補正予算などにより、2021年度中には希望する

全ての市町村で整備される見込みとなっております。

ブロードバンドをユニバーサルサービスとして位置づける場合の支援策については、特に2022年度以降にブロードバンド網の「維持」が困難となる地域における「維持」を対象とすることを基本とすることが適当としてございます。

3つ目でございますが、その際、更新費・大規模修繕費や未提供エリアの扱いについては、第Ⅱ期において検討を深めることとするとしてございます。

説明は以上でございます。

**【大橋座長】** 御丁寧にありがとうございました。

それでは、意見交換に移りたいと思います。

その前に、本日御欠席の相田構成員から事前にコメントを頂いているということですので、事務局より代読をお願いできますでしょうか。

**【甚田事業政策課課長補佐】** 事務局でございます。相田構成員のコメントを代読させていただきます。

コメント：資料5-2の5ページ目に関して、一般にブロードバンドサービスの伝送速度には地域差と時間変動があります。F T T Hの場合には地域差はほとんどありませんが、無線サービスやA D S Lでは基地局や収容局からの距離に応じて達成可能な伝送速度の上限値が大きく異なります。この資料の後ろのほうで技術中立性を重視していることを考えると、名目速度として、基地局や収容局からごく近いところでのみ達成可能な伝送速度を用いるのでは不十分と考えます。

以上です。

**【大橋座長】** ありがとうございます。

では、まず、本日御出席の構成員の皆様方から御意見、御質問をいただきましたら幸いです。その後、オブザーバの皆様方からも、もし御意見あればいただくという段取りで進めたいと思います。

それでは、まず、構成員の先生方から御意見頂戴できますでしょうか。チャット欄にいただければと思いますけれども、まず、林先生からお願いします。

**【林構成員】** 林でございます。御説明ありがとうございました。丁寧にまとめていただいて感謝いたしております。ここで示された考え方の案について、今回は特段修正を求めるものではないんですけれども、補足的に1点コメントがございます。

資料の5-2のスライドの13ページ目でございますけれども、ブロードバンドの提供

手段に関連して、前回いろいろ御議論のあったところで、今回の修正案では第Ⅱ期において検討を深めることとするとありますので、そこで本格的に検討される、議論されるのだとは思いますが、前回の議論では、御案内のとおり、有線に限定せず、昨今の携帯等の無線の有用性の点から無線も含めて幅広く検討すると、こういうことだったかと存じます。ここで言う無線として携帯を念頭に置くのか、それから、三友先生のコメントにもありましたですけれども、FWAを念頭に置くのかによっても議論は変わってくると思うんですが、もし携帯ブロードバンドについてユニバ化を考えるのであれば、あまねく全国での提供を確保すると、こういう観点から、事業法の現行のユニバーサルサービスの枠組みに加えて、電波法による義務づけを行うことも必要かつ有益ではないかと思っています。と申しますのも、現在のところ、携帯のブロードバンドについては、開設計画の認定スキームによって事業者からの自主的な申出で相当程度のカバーエリアを確保できているわけですが、あくまで事業者からの申出を前提としていることに加えて、認定期間は御案内のとおり5年間の限定ですので、カバーエリアの確保について十分な制度的担保がないのではないかという嫌いがございます。と申しますのは、これは釈迦に説法ですけど、電波法は言わば干渉防止法として無線局間の干渉を防止するための法律であったわけですが、携帯ブロードバンド事業者というのは割り当てられた周波数帯を独占的に利用しているわけですし、その点を踏まえたと、電波法、公共の財産であるところの電波の利用を監理すると、こういう公物法として位置づけていくということを検討すべきではないかと思っております、そういうふうな位置づけをすれば、公共の財産である電波をある意味利用する者の責務として、ここで言うあまねく全国での提供を義務づけるとか、あるいは利用しやすい料金での提供を義務づけるといったことの法的根拠というか、その可能性も開けるのではないかと思っております、要するに何が言いたいかと申しますと、今回、ブロードバンドユニバの検討というのは、単に事業法の枠にとどまるものではなくて、電波法の枠組みも含めた見直しとなる契機を含んでいると思いますので、その点を踏まえて第Ⅱ期で検討すべきだと思っております。

以上です。

**【大橋座長】** 非常に建設的なコメントありがとうございます。ぜひ視野に入れて精力的に御検討いただければなと思っております。

それでは、ほかの構成員の皆様方、いかがでしょうか。三友先生、お願いします。

**【三友構成員】** 大変要領よくまとめていただきまして、どうもありがとうございます。

た。1点だけ、この中に含まれていないことを申し上げたいと思います。最後の17ページに、今回の議論においては「維持」を対象とすることを基本とするという方針が出されました。これについては私も賛成でございます。ただ、一旦この制度ができますと、かなり長い期間、この制度が維持されることとなりますが、国の状況がその間に大きく変わっていく可能性があります。特に人口統計が大きく変わり、一旦整備したところの「維持」を継続することの意義あるいは意味が失われるという問題が生じてくる可能性があります。そうした観点からは、「維持」を検討するときに、同時に、どういう条件の場合に「維持」をやめるのかという検討も一緒にしていかなないと、この制度の対象となる条件不利地域におけるネットワークの維持のために、過度の負担を負わせることになってしまう可能性もあると感じております。今この中に書き込むということではないかもしれませんが、今後の検討においてそういった停止条件の検討もやはり一緒にしていかなければいけないかなと感じております。

以上でございます。

**【大橋座長】** ありがとうございます。そうした点もしっかり議論していかなきゃいけない局面もあると思いますので、ぜひ検討の中に加えていただければと思います。

藤井先生、お願いいたします。

**【藤井構成員】** 藤井でございます。まとめていただきましてありがとうございます。うまくまとまっていて、この内容でよろしいかと思っています。

今回のものでかなり多様な課題が出てきたので、第Ⅱ期ではぜひこの試算をしっかりしていただいて、どのくらい予算がかかるのかとか、どのくらいの支援対象になるのかというのをかなり厳密に検討する必要があるものと思いますので、その辺りを踏まえて第Ⅱ期のところでの活動内容の検討をお願いできればと思いますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

**【大橋座長】** ありがとうございます。

ほかの構成員の方、どうでしょう。宍戸先生お願いします。

**【宍戸構成員】** 東京大学の宍戸でございます。先ほど、林先生、それから三友先生がおっしゃられたことに関わる点で一言申し上げたいと思います。

まず、今回の論点整理（案）は、これまでの議論を踏まえて非常に包括的に書きいただいている、今後の議論の基礎になるものと思いますけれども、先ほど林先生がおっしゃられましたように、言無線を使ってユニバーサルサービスとしての通信サービスを確保し

ていくこと、それから、三友先生がおっしゃられましたように、今後、状況の変化に応じてユニバーサルサービスとしての「維持」をどこまで続けるのかといった問題を考えますと、非常に複雑な情勢あるいは状況の変化をリアルタイムで的確に把握して、その上で公正に、その地域の住民の方、サービスに依存する方もそうですし、また、そのサービスを供給される事業者の方の予測をあまり大きく裏切らないような形で、きちんとしたユニバーサルサービスの品質とか供給の方法あるいは場所についての的確に判断する仕組みが必要になるだろうと思います。これまでのユニバーサルサービスの仕組みは、ある意味で制度をかつちり1回固めておけばあとはそれで運用できるような、静態的な部分があったかと思えますけれども、今後の社会の中においてユニバーサルサービスとしての通信サービスを確保していく上で、ユニバーサルサービスの制度自体が言わば動態化していくということになると思います。そうであればなおのこと、一層、今のようなデータの整備であったり、そのような問題についての的確に判断できる、あるいは的確に申出など受け付けられる行政の側の仕組みについても、やはり検討を深めるべきではないかと考えております。

以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。

大谷先生からもいただいていますか。お願いします。

【大谷構成員】 大谷でございます。ありがとうございます。

私もちょっと似たような意見になってしまうかもしれませんが、資料で言いますとやはり17ページのところですね。そのところで、これまでの検討では十分に検討し切れなかった部分が残っているかと思っております。17ページでは、最後に更新費・大規模修繕費、未提供エリアについて、第Ⅱ期で検討を深めるということが述べられていますけれども、第Ⅰ期で十分な検討をしてきたとはなかなか言えないところだと思いますので、第Ⅱ期での検討に期待するところですが、2021年の終盤において実際に整備がどのような状況になるのか、どうしてもちょっとマスで捉えてしまっている。全体で、全ての市町村での光ファイバ網が整備が完了しているという大きな捉え方をしておりますけれども、実際には、個々の市町村で、間もなく大規模修繕が必要であったり、現在提供中のサービスが終了を迎えたりということで、個々の事情を抱えている自治体等が多く見られるのではないかと考えておまして、その時点での「維持」というのをどういうふうに定義するのかといったことについて、少し具体的なデータですとか事実関係を踏まえて第Ⅱ期の議論を出発できるように情報を集めていただければと思っております。

簡単ですが、以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。

次に、岡田先生、お願いできますか。

【岡田構成員】 ありがとうございます。私も簡単に一言だけですけども、まず、全体に大変よくおまとめいただいております、この現行（案）で特に異存はございません。

今後の検討の進め方に関して、ブロードバンドの内容（品質水準・料金水準）等に関して、委員の間でも若干意見の違いが現段階では見られているように感じております。こういった有線・無線を含めて品質水準・料金水準等を考えていく場合には、今後の無線も含めた技術の動向であるとか投資の動向であるとか、あるいはそれを利用する場合の我々の需要の在り方といったことを含めて考えていく必要があって、この点は非常に不確実な部分も依然として大きいということがあると思います。そういうことを前提に、今後、提供主体や交付金の在り方といったことを考えていかなければならないということですので、確かにコストの面、いろいろ情報があれば検討もしやすいんですが、その点においてもなお不確実な点があるということ踏まえて、どういうルールがいいかということを考えていかなければいけないと、こういう点に難しさがあるというような印象を持っております。

コメントのみですが、以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。

次に、関口先生、お願いできますか。

【関口構成員】 関口でございます。11枚目についてちょっとだけコメントをしたいと思います。全体のトーンとしては、「技術中立」は検討を進めていくということで私は異議はないんですけども、この2番目のポツのところにあるような農場・山林・道路の整備についての指摘がここにもあります。私は、このようなエリアについては、マン・マシンとマシン・トゥ・マシンとちょっと分けて検討を進めるという見方も必要なのではないかなと思うんですね。テレワークですとか遠隔事業ですとかということを考えていくときには、基本的にはマン・マシンのインターフェースを十分に確保していくということが必要でありまして、マン・マシンのところが、やっぱりブロードバンドの整備ということについて支援対象として考えていく上ではまずは最優先だと考えております。この農場・山林・道路等については、5Gであったり、ローカル5Gであったりということが想定し得るわけでありまして、そういったことについて税制優遇論点が、措置が図られていたり、

あるいは光ファイバ制度の整備についての検討等も進められていますので、そういった支援策を含めて幅広にこういったブロードバンド網の維持という手はやってほしいなというふうに考えておりますが、ユニバエリアをどう限定し、そこに支援をどのようにしていくかというふうに考えていく上においては、やはり人が使うということを前提にした議論は優先されるべきであるというふうな印象を持ちました。

以上でございます。

【大橋座長】 重要な御指摘ありがとうございます。

一通り構成員の方から御意見いただきましたので、オブザーバの皆様もございましたら、チャット欄なり、あるいはおっしゃっていただければと思います。

それでは、まず、KDDIの山本様からお願いしてよろしいですか。

【KDDI】 KDDI、山本です。いろいろと各方面からの意見を踏まえたまとめをしていただいて大変感謝いたします。3点、ちょっとコメントを申し上げます。

まず1点目は、今回のブロードバンドユニバとは何かというところで、これは最初のスライド2あるいはスライド5のところに明確に書いていただいているのは、遠隔医療とか遠隔教育というものを意識されたと。これは、ウィズコロナ、アフターコロナを踏まえると大変適切ではないかなと考えております。こちらの場合のイメージはやはり自宅であろうかなと想像しております。要は、自宅から学校に行かずに教育を受ける、あるいは自宅から病院に行かずに医療を受けられるということですので、世帯向けのブロードバンド、これは光がベースとして、ただし、無線についても排除しない、これから検討されると、品質を考えながら検討されるということだと思います。一方、先ほど関口先生のほうからも御指摘いただいたのと同じ趣旨かもしれませんが、やはり農場・山林・道路となるとかなり意味合いがかなり変わってくると思います。当然、世帯向けのブロードバンドを整備するよりも、さらに全世帯にカバーするよりもっと大きな費用になっていくのかなと思いますので、ここの見極めというのは今後の課題かなと思っております。これが1点目でございます。

2点目が、スピードあるいは容量の件でございます。今回、コロナに対応して、モバイルの事業者として学生の皆様宛てにデータの容量を無償で提供すると。これは期間限定という形で50ギガバイトまでは無償という形でやらせていただきました。一方、この遠隔教育の中身あるいは医療まで含めた場合でも同じなんです、動画とか画像というものが中心になってきた場合に、この数メガとか数十ギガバイトで本当に足りるのかということ

は冷静に考えなければいけないと思います。これについては弊社は、ちょっと手前みそではありますが、これまでプレゼンの中で申し上げたのは、あまり数字、スピード、容量というものをあらかじめ決めておいてしまうと時代の変化についていけなくなってしまうおそれがあるということを、改めてこの場でも指摘させていただきたいと思います。

3点目でございます。料金、これはスライドの8の部分だと思いましたが、ユニバーサルサービスとして位置づける場合という形に限定をして、今回、料金の在り方というのを議論していくんだと思いましたが、このユニバーサルサービスと位置づける場合の意味合い、これが、今後、多分第Ⅱ期で検討されるものと理解しておりますが、一体誰がこの責務を負うのか。いわゆる適格事業者という形で基金を受け取る事業者なのか。あるいは、それだけではなくて、ラストリゾートみたいな義務まで負うのかどうか。こういったものとのセットでこういった料金の在り方というのは議論されるのであろうと考えております。

KDDIからは以上でございます。

**【大橋座長】** ありがとうございます。

J A I P Aの立石オブザーバからもいただいておりますが、お願いできますでしょうか。

**【日本インターネットプロバイダー協会】** よろしく申し上げます。いろいろ御意見申し上げます、反映させていただきましてありがとうございます。

その上で、修正とかという部分でコメントなんですけれども、先般、G I G Aスクールの話、特に地域のI S Pで集まって、さあ、どうするかという話をしておりまして、この中で一応各都道府県の教育委員会等から出ている話が、スピードを1人当たり1.4メガとか2メガとかという話が出ていまして、これを学校で行った場合、それから外に出られなくなって全員遠隔授業になった場合ということをちょっと想定していろいろ話をしていって、いろいろさらに問題があるなと感じています。先ほどの話の中で、伝送速度、品質だったり、それから、品質といっても、今度、品質の定義をどうするかということも考えなければいけないのかなと思っています。最終的なユニバーサルエリアの指定先という話とも関わってはくるんですけれども、ラストワンマイルの部分の品質計測、例えばこのスピードをやると。結構スピードは出るんですけれども、中継系を含めてスピードを測るとなると、これ、御存じのように、ほとんど東京にデータは集中していますから、東京、大都市から離れれば離れるほど相当スピードは遅くなりますと。そういうこれまでのインターネットの使われ方の主流から考えると、まず1点、それが出ます。

それと、リモート授業、リモートワークとか遠隔授業をその場でやるとなると、今度は

東京はほぼ関係ないというか、データを発信するほうも受け取るほうも、ほぼそのエリアに限られると。もちろん、使うコンテンツだったりシステムによって構成はかなり変わるんですけども、今使っているスカイプみたいにP2Pで行うものに関してはほぼ東京が関係なくなりますので、そうすると地方の中での折り返しが必要になるんですね。ところが、今のインターネットの日本のトートロジーだとほぼ全部東京を経由してしまうんですけど、でも、それは別の方向でやれば、地方にIXを置くとかということで別のことができると。そうすると、コロナまでのインターネットの使われ方と、コロナになってから、ほぼといいますか、かなりの人が自宅でもってインターネットを使って仕事したり勉強するとなると、これ、全くネットワークのデータの流れ方が変わってくるので、これ2つ同時に満たさなきゃいけないとは思いますが、相当いろいろ考えないと駄目かなと思いました。なので、単純に今までの品質の在り方だったりとか、どこにお金落とすかという話だけだと、場合によっては田舎のスピードを維持するために、地方の割と大きな都市にラストワンマイルを維持するためのユニバーサルサービスの適用をするということも必要になったりすると思いますので、かなり幅広のことをこの第Ⅱ期以降ではしなきゃいけないのかなというふうなことを感じた次第です。

すみません、ちょっと雑駁なんですけど、ありがとうございます。以上です。

**【大橋座長】** ありがとうございます。大変重要な論点、提起だと思います。ありがとうございます。

ほかのオブザーバの方でもしあられましたら、いただければと思いますけれども。それでは、ソフトバンクの山田様、お願いできますか。

**【ソフトバンク】** ソフトバンクの山田です。ありがとうございます。

2点ございまして、1つ目が、資料の2ページのブロードバンドの位置づけのところでございます。テレワーク・遠隔教育・遠隔医療などの利用のためにブロードバンドは不可欠ということで、そういったことを念頭に考えることはよいかと思うんですけども、こちらを考えるに当たって2つコメントさせていただきます。

1つは、先ほどの立石様の御発言の内容と少し近いんですけども、こういったテレワーク・遠隔教育・遠隔医療なんかを安定的に実際にやる際に当たっては、恐らく通信のレイヤーの安定性の確保だけではなくて、例えばテレワークなんかだと、上に乗っかっている会議のソフトウェアですね、今日もスカイプを用いていますけれども、こういった部分の安定性等によっても変わってくる部分というのがありますので、これらを実現するに当

たって、その通信レイヤーにおいてどこまで求めるのかというようなところについてある程度コンセンサスが必要ではないかと考えるのが1つです。

あともう一つは、本当にブロードバンドが不可欠というようなことについて、確かに今はこういうことなので、テレワーク・遠隔教育というようなことを念頭に置いているかと思うんですけども、実際に今、ブロードバンドの使われ方で本当に一般のユーザーが使っているのは、いわゆるウェブの閲覧で様々な情報を得たり、ネットショッピングであるとか、そういった使われ方というのが圧倒的多数だと思われまます。そのどちらができなくなると不便かという、両方とも大事なんですけれども、恐らく一般のお客様が圧倒的に使っているのは、後者のウェブ閲覧を中心にしたショッピングであるとか様々な簡易なサービス利用かと思いますので、検討するに当たりましてどこまでを確保するのかというのは、実際のユーザーの使われ方なんかを客観的に見た上で決めていく必要があるのではないかなと思いました。これが1つ目でございます。

もう一つは、8ページ目の料金水準と料金体系についてなんですけれども、ユニバーサルサービスと位置づけるときに、具体的な規制の方法をⅡ期において検討を深めるとありましたが、こちらは先ほどKDDIの山本様からも発言がありましたけれども、サービスが対象なのか、それとも基金をもらって提供する適格事業者が対象なのかとか、その辺りは少しその規制の在り方というのは細かく分ける必要があるかと思っていますので、ブロードバンドだからこういう規制という一律ではなくて、ここにも一律の料金規制を課すことは適当ではないと書いてあるんですけれども、その辺りは細かく見ていく必要があるのではないかと考えておりますので、その辺りを御配慮いただけるとありがたいかなと思います。

以上です。よろしくお願ひします。

**【大橋座長】** ありがとうございます。

ほかのオブザーバの方は大丈夫ですか。

もし構成員の方で改めてという方がいらっしゃれば、またいただければと思いますけれども、それも含めて御意見いかがですか。

**【長田構成員】** よろしいでしょうか。長田です。

今の御議論を伺っていても様々な課題があるわけなんですけれども、これ、国民の皆さんに意見を伺うときに、この程度の情報提供だけでは判断が非常に難しいんじゃないかと思ひますので、意見を伺う際にはより資料を充実させていただけるといいなと思ひました。

以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。

これまで、たくさん御意見、コメントをいただきましてありがとうございます。第Ⅱ期に期待するところが大きくありますので、そういう意味でそうしたところの御意見も結構あったのかなと思いますが、他方で、この第Ⅰ期の論点整理（案）ということと言うと、特段修正をすべきというふうな御意見がなかったかのように受け止めております。そのような受け止めでよろしいですか。もし特段御意見あればいただければと思いますけれども。

それでは、本案のとおり、今回、第Ⅰ期の論点整理（案）としては取りまとめをさせていただきます。パブリックコメントにかけさせていただきたいと思います。時間的猶予もありますので、長田先生がおっしゃられたところ、どこまで満足いただける形でできるか分かりませんが、なるだけのことをして有益なパブリックコメントをいただけるような形で供せられればなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、3つ目の論点でございまして、それは第Ⅱ期で検討すべき論点ということで、これも総務省から御説明いただけるということですので、お願いできればと思います。

【香月事業政策課調査官】 それでは、資料5-3、第Ⅱ期で検討すべき論点（案）について御説明をさせていただきます。

3点、論点を掲げさせていただいております。

まず、1ページ目でございますが、論点（1）提供主体についてどのように考えるか。ユニバーサルサービスとしてのブロードバンドの提供主体をどのように決めるのか。例えば、地域ごとに申請に基づき提供主体を指定する場合、その地域の単位をどうするのか。2つ目ですけれども、提供主体にどのような義務を課すのか。3つ目、その他提供主体に関する論点はあるかという点でございます。

下に、これまでの構成員の方々などからの主な意見を掲げてございます。

J A I P Aさんからは、例えば地方のケーブルテレビやADSLについては、コミュニティネットワークとしての必要性を理解して維持しようと努めている地域の事業者が存在するため、こうした事業者にユニバーサルサービスを適用するのも一つの方策ではないか。

また、KDDIさんからは、モバイルは、基金による維持ではなく競争によるさらなる利便向上を目指すべき。また、基本的に競争が機能している競争地域については、役務提供に係る規律などは不要であると。また、非競争地域については、基金制度などの規律により利用者利益を確保することが必要ではないか。過疎地に残ることを選択する世帯が一

定程度想定されることから、これらの世帯をどう支えていくべきかという課題は残存するという御意見をいただいております。

また、ソフトバンクさんからは、競争環境下の既存サービスに影響を与える制度改革はすべきではなく、非競争地域のサービス維持に必要な範囲にとどめるべき。

オプテージさんからは、地域の設備競争でエリア整備が進んできたことや、現在の競争環境に影響を与えないことが必要であるという御意見をいただいております。

次に、2ページでございます。2つ目の論点でございますが、交付金による補填対象をどのように考えるかという点でございます。1つ目の丸ですけれども、交付金による補填対象をどのように決めるか。提供地域において提供主体が1者のみであることを要件にするか、また、その地域において赤字が発生していることを要件とするかなどでございます。2つ目は、補填の額の算定方法どうするか。3つ目として、ブロードバンド網の中で、どの設備に生じる費用について補填の対象としていくか。4つ目ですけれども、その他交付金による補填対象に関する論点はあるかということでございます。

主な御意見等でございますが、NTTさんからは、いずれの事業者によっても提供されない未提供エリアを対象に、様々な提供手段の中から、様々な提供事業者が最適な方法を選択できることを前提とした試算を行う必要があるのではないか。また、ごく少数の利用者向けに基地局を設置・維持する費用と、ここに光回線を敷設・維持する費用を比較した場合、いずれが有利となるかはケース・バイ・ケースではないか。

また、KDDIさんからは、試算を行う場合、全国規模の局舎や電柱・管路・とう道等の線路敷設基盤を有し、光ファイバの設備シェアが8割弱のNTT東・西が提供した場合での試算が最も現実的であり、コストミニマムとなると考える。また、維持が困難なFTTHや基地局向け回線について基金による維持を検討すべきではないか。固定電話のユニバ基金とブロードバンドのユニバ基金を明確に分けて制度化することが必要ではないかという御意見をいただいております。

J:COMさんからは、特に固定網の提供事業者は収益増が見込めない中、設備投資負担が重くのしかかっている。こうした現状を踏まえて議論をするべきという御意見をいただいております。

次に、3つ目の論点でございます。3ページでございます。交付金の負担の在り方についてどのように考えるか。交付金の負担対象主体をどのように決めるのか。どのように負担を案分するか。そのほか交付金の負担の在り方に関する論点はあるかという点でございます。

ます。

主な御意見ですけれども、大橋座長から、異なるインフラ分野間でそのメリットを共有している場合に、通信の利用料のみで通信環境の整備を行うことが適切なのか、メリットを受ける分野と共同して整備を行うことが適切なのかを検討する必要があるのではないかという御意見をいただいております。

長田構成員からは、現在のユニバーサルサービスにおいて、実態は番号転嫁によりユニバーサルサービス料としてユーザーが負担している状況であると。最終的に利用者料金に跳ね返っているとしても、事業者が負担すべきではないかという御意見をいただいております。

林構成員からは、競争中立的で持続可能な仕組みをつくることが重要であると。

藤井構成員からは、携帯電話の条件不利地域の対策には電波利用料が財源として用いられているため、現行のユニバーサルサービス料と同等の制度にするかは検討・整理が必要であると。

また、三友構成員からは、コストを利用者に直接転嫁する方式では、さらなるコスト負担に対する抵抗が大きい。電波の価値を活用することが考えられるのではないかという御意見をいただいております。

それから、J：COMさんからは、OTT・コンテンツ事業者等の負担論も検討すべきではないか。道路等の基本インフラが国等の補助を受けて整備されるのと同様に、国費による負担も検討すべきではないか。

また、近鉄ケーブルネットワークさんからは、過疎地では古い設備の更新ができていない状況もあり、国や自治体の負担を検討すべきではないかという御意見をいただいているところでございます。

以上でございます。

**【大橋座長】** ありがとうございます。

第Ⅱ期はこれからでありますけれども、一応検討すべき論点ということで、今日、頭出しをしていただいているということでもあります。先ほどの第Ⅰ期の御議論でも第Ⅱ期で検討すべき点もいただいておりますので、そうしたものも今後ここに反映されますけれども、そうしたこと以外で、もし構成員の皆様方の中で御意見あるいは御質問あれば、ぜひこの機会にいただければと思います。いかがでしょうか。

岡田先生からいただいておりますので、お願いできますか。

【岡田構成員】 3つの論点をいただきまして、いずれも重要な論点だと思うんですけども、今後、これをどのように議論していけばいいかということを考えると、これ、個々の論点を別々に議論するのはなかなかしにくいという印象を受けました。ですので、これら3つの論点相互に独立ではないように感じますので、例えば、いろんなスキームですね、これら3つの論点をまとめたいろんなオプションがあると思うんですよね。品質の水準、料金水準、これが高いのか低いのか、その組合せ、いろいろあり得る。また、そういったものについてのいろんな選択型の料金体系もオプションとしてあり得るということで、いろんな組合せのような中でどのような案が望ましいかということを考えていくというようなこともあり得るのかなと。これは、どのようにサービス、ユニバとして位置づけていくのかということにも関わってくるんですけども、そういった議論の進め方についてちょっと工夫が要るのではないかと、こういう印象を受けました。

以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。議論の仕方あるいは議論の中での決めの仕方の段取りに注意ということでいただきました。ありがとうございます。

次に、林先生、お願いできますか。

【林構成員】 林でございます。ありがとうございます。

私も、ここで挙げられた論点はいずれも重要な論点で、先ほど岡田先生おっしゃったように各論点は相互に密接に関連していますので、幾つかの案をお示しいただくような形で比較検討できるような形で分かりやすくお示しいただければ、今後、議論がしやすくなるのかなと思いました。

その上でなんですけれども、先ほど宍戸先生から、ユニバーサルサービスの提供であるとか仕組み自体が動態化してくるのではないかと御指摘がございましたが、まさにそのような検討が第Ⅱ期で要請されているのだと思うんですけども、そういう観点から、この論点（1）、（2）、（3）の全てに関係すると思うんですが、特に論点（2）について、今の加入電話を念頭に置いた現行のユニバーサルサービス制度の枠組みを前提とはせずに、言い方を換えれば、現行のユニバ制度とは別立ての制度として構想すべきではないかと思っております、と申しますのも、現行のユニバ制度というのは、もしも黒電話であるとか公衆電話とかそういうのを対象にしていますので、もちろん、それらの通信手段は依然として大きな役割は担っておりますものの、自宅に加入電話を引いてない世帯が増加しているとか、公衆電話の数が減っているなんかを踏まえますと、かつてに比べてそ

これらの社会的重要性とか位置づけというのは年々低下していくことが予想されるのでございますので、その一方で、無線やそれを用いた携帯ブロードバンドの重要性というのはますます高まっていくということを考えますと、現行のもしも黒電話のユニバの制度をマインドセットとして置くのではなくて、先ほど議論のあったブロードバンドにおいてどのような目的で何を実現したいかというのを、いま一度、常に立ち返って議論した上で、その議論実現のために必要な費用とその負担の在り方というのを検討すべきではないかと思っております。

ちょっと総論的な話で恐縮ですけれども、以上です。

【大橋座長】      ありがとうございます。

次に、大谷先生からお願いできますか。

【大谷構成員】      大谷でございます。ありがとうございます。

本当に第Ⅱ期で検討すべき論点が非常に盛りだくさんで、どこから手をつけてよいのか悩むところではありますが、先ほど岡田先生、林先生からも御示唆があったようなやり方というのが適しているのではないかと思います。

そこで、私自身もこの事務局から提示された論点について少し考えてみたわけなんですけれども、やはりこれまでのユニバーサルサービスの考え方というのは、黒電話の世界というのは、競争補完的な制度でもありましたので、やはり不採算地域、競争が成り立たない、機能していない地域に限って基金等によるサポートをすべきだと考えているんですけれども、じゃあ、どこが不採算地域なのか、競争が機能しないのかというのを見極めていく上では、それを実情にプロットしていく中でイメージされるのは、同一市町村の中でも地理的格差が現実には生じているのではないかと。どこまで細かく見ていけば、不採算地域というか、競争が成り立たない、しかも1社しか提供されていないところというのが見いだせるのかというのは、細かくすればおのずと見えてくると思いますが、際限なく細くすることは難しいと思いますので、まずは事務局の中で、競争が成り立っている場所、そうでない場所の単位というのをまずお示しいただけないかなと思っております、それをどの程度まとめて議論することができるのかといったミクロの視点と、それからちょっとマクロな感じの視点とを比べながら議論ができればなと思っております。幾つかこれまでもモデルとなる地域などについての情報もいただいていたと思いますので、幾つかの自治体の状況などをまたモデルとして提供していただきながら、不採算地域という、その維持に当たってそれを見ていくことができればと思いますので、そんなアプローチも

御検討いただければと思います。

私からは以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。

三友先生、次にお願ひできますか。

【三友構成員】 はい、ありがとうございます。大変検討すべき点が多くて、これは大変であると認識しております。

先ほど林先生からも御発言がありましたように、また、大谷委員からも御発言ありましたように、これまでのユニバーサルサービス制度との関係というのはかなり神経質にならなきゃいけないかなと思っております。といいますのは、前回の黒電話を前提としたユニバーサルサービス制度をつくったときに、その負担金が全額利用者にトランスファーすることが許容されました。直接転嫁の中において負担が当初の7円から徐々に増えていって10円を超えるというときに、国民からの抵抗がありました。今、ユニバーサルサービスの負担金は番号当たり2円、3円というレベルになっていますが、ある意味で、その程度の負担というのが国民にとって一つの基準になってしまっています。そう考えると、今後、新たな制度を導入するときに、国民に追加の負担が生じるというメッセージが先に伝わってしまうと、新しい制度を考える上で非常に大きな制約になってしまう可能性があります。そういう意味で、特に論点の3番目ですが、この議論が誤ったメッセージとして国民に伝わらないように注意していく必要があるのではないかと思います。

以上です。

【大橋座長】 貴重な御指摘ありがとうございます。

ほかの構成員から御意見いかがですか。様々な角度から御意見頂戴しました。大きなところで、やはり需要家にとって真にユニバーサルサービスのメリットとは何かということをもまずしっかり考えるべきだという御意見とともに、そうしたあるべき姿に立ち返った議論ができるといいよねというふうな御意見が、全体を通底する御意見の共通項だったのかなと思います。

事務局におかれては、第Ⅰ期も大変だったと思いますが、第Ⅱ期、検討すべきことが結構広く深くありますので、ぜひ精力的に進めていただければなと願っております。

それでは、事務局より、今後の予定について御説明をお願いいたします。

【甚田事業政策課課長補佐】 事務局でございます。

大橋座長から御説明がありましたとおり、第Ⅰ期の論点整理（案）につきましては、今

後、パブリックコメントにかけさせていただきます。

また、次回会合につきましては、ただいま御議論ございました第Ⅱ期の論点、提供主体、交付金による補填対象、交付金の負担の在り方等について御議論いただく予定でございます。日時等の詳細については別途御連絡させていただきます。

事務局から以上でございます。

**【大橋座長】**      ありがとうございます。

それでは、本日はこれにて閉会ということにさせていただきたいと思います。皆さん、お忙しいところ御参集いただきましてありがとうございました。ぜひお体に気をつけて、健やかに過ごしてください。ありがとうございました。

以上